

令和5年度 府税のしおり①



← WEB版は
こちらから



©2014 大阪府もずやん

大阪府税の概要

— もくじ —

●令和5年度 大阪府の歳入予算／府税収入の推移	2
●令和5年度 大阪府の歳出予算／令和5年度 当初予算における主な事業	3
●税金の種類	4
●令和5年度 主な税制改正の紹介（府税関連）	6
●府税を納めるには	7
●延滞金／滞納処分／減免・猶予	10
●審査請求／納税証明書の交付	11

お問合せ先等

●府税事務所／大阪府域地方税徴収機構	12
●本庁／大阪自動車税事務所／府税のホームページ	13
●国税局・税務署	14
●法務局 支局・出張所	15
●市役所（市税事務所）・町村役場	16
●所在地図（府税事務所・大阪自動車税事務所（分室）・税務局）	18

— 府税のしおりについて —

▼大阪府税務局の発行する「府税のしおり」には、以下の種類があります。

- ①大阪府税の概要
- ②法人府民税/法人事業税/特別法人事業税/地方法人特別税
- ③個人事業税
- ④不動産取得税
- ⑤自動車税（環境性能割・種別割）/軽自動車税（環境性能割）
- ⑥大阪府の税金（②～⑤に掲載のない大阪府税）

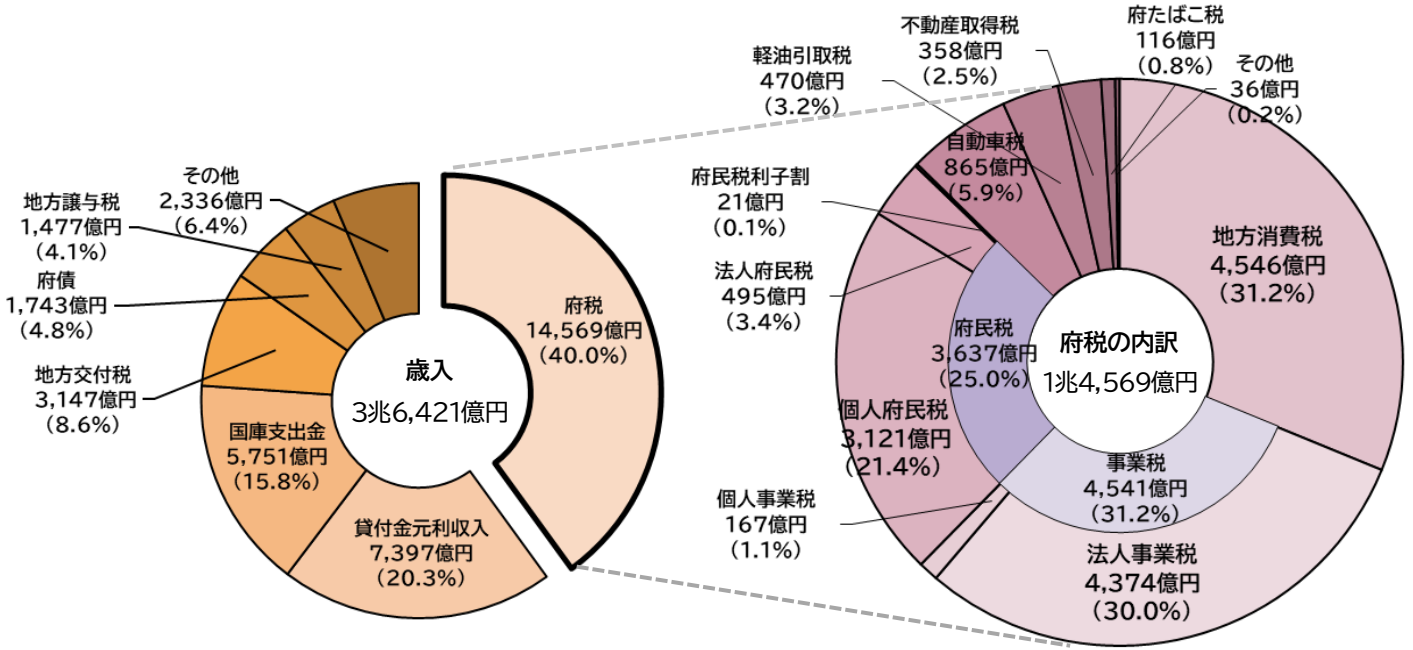
府税のしおり（WEB版）

府税のしおり（外国語版（英語／中国語／韓国語））

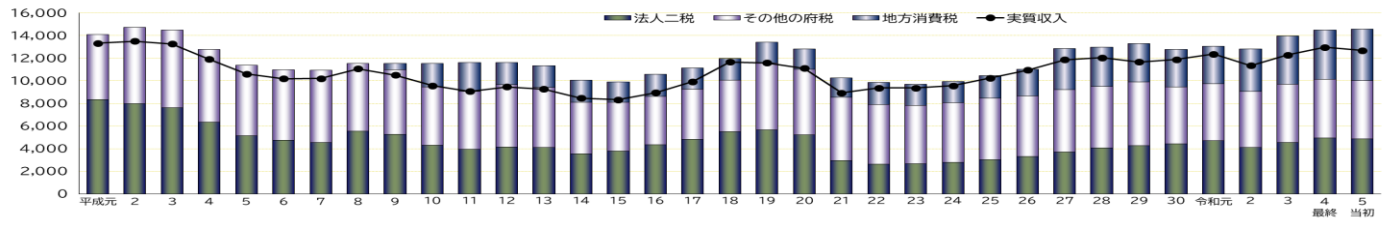
▼ご利用の際は、大阪府ホームページ【府税あらかると】（上記二次元コードよりアクセス）よりご覧いただくか、お近くの府税事務所までお問い合わせください。

令和5年度 大阪府の歳入予算

令和5年度当初予算の総額は、6兆7,245億円です。
このうち、一般会計が3兆6,421億円、特別会計が3兆824億円となっています。



府税収入の推移



年度	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
法人二税	8,352	7,982	7,603	6,361	5,152	4,748	4,554	5,549	5,277	4,322	3,948	4,140	4,120
地方消費税(清算後)	-	-	-	-	-	-	-	-	534	2,055	1,910	1,952	1,919
その他の府税	5,723	6,749	6,905	6,396	6,217	6,228	6,376	6,000	5,716	5,145	5,111	5,535	5,306
府税計	14,075	14,731	14,508	12,757	11,369	10,976	10,930	11,549	11,527	11,523	10,969	11,627	11,345
実質収入	13,320	13,510	13,259	11,907	10,603	10,178	10,198	11,071	10,503	9,577	9,072	9,469	9,272

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
法人二税	3,554	3,802	4,364	4,837	5,490	5,667	5,235	2,944	2,629	2,687	2,780	3,049	3,292
地方消費税(清算後)	1,964	1,814	1,928	1,893	1,948	1,869	1,803	1,745	1,954	1,883	1,893	1,983	2,328
その他の府税	4,552	4,293	4,267	4,404	4,552	5,889	5,776	5,581	5,277	5,132	5,263	5,410	5,384
府税計	10,070	9,909	10,559	11,134	11,990	13,425	12,813	10,270	9,860	9,702	9,936	10,442	11,003
実質収入	8,462	8,333	8,955	9,934	11,666	11,591	11,096	8,925	9,376	9,375	9,575	10,245	10,954

年度	27	28	29	30	令和元	2	3	4最終	5当初
法人二税	3,689	4,080	4,285	4,419	4,702	4,103	4,565	4,937	4,869
地方消費税(清算後)	3,639	3,502	3,400	3,326	3,301	3,750	4,277	4,375	4,546
その他の府税	5,512	5,410	5,604	5,033	5,037	4,960	5,118	5,184	5,154
府税計	12,840	12,992	13,289	12,778	13,039	12,813	13,960	14,495	14,569
実質収入	11,858	12,045	11,667	11,890	12,359	11,347	12,285	12,958	12,692

※法人府民税と法人事業税を総称して、法人二税と表記しています。

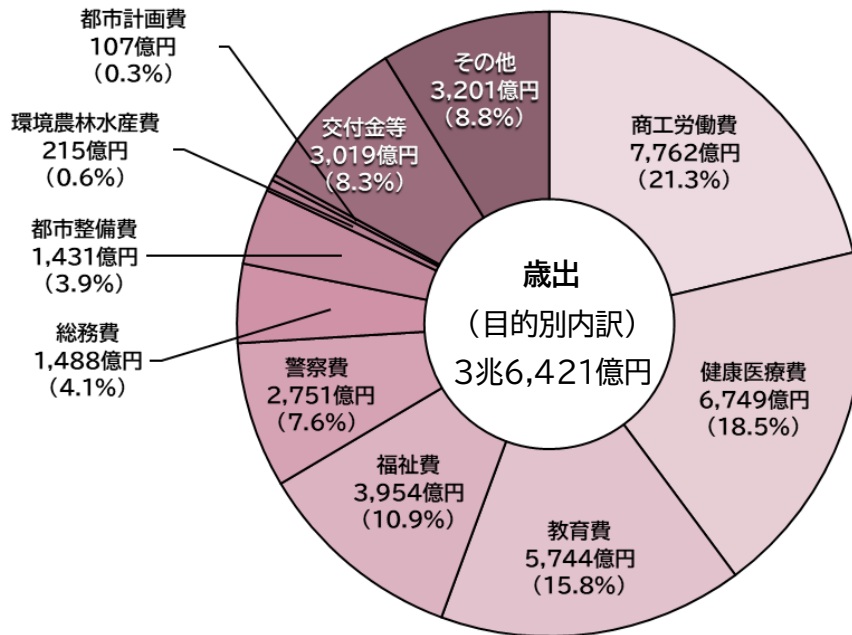
※平成30年度から地方消費税清算特別会計を設置したことに伴い、平成29年度以前の地方消費税及び府税計は都道府県間清算後の地方消費税額に調整して記載しています。

※実質収入とは、府税収入等のうち、実質的な財源となる金額をいいます。

(府税+地方譲与税+府県間精算金歳入)-(市町村交付金+府県間精算金歳出+還付金等)

令和5年度 大阪府の歳出予算

令和5年度当初予算の一般会計歳出を目的別に見ると、商工労働費が最も多く、次いで健康医療費、教育費の順となっています。



令和5年度 当初予算における主な事業

1. 感染症への対応……………3,347.0億円
医療・療養体制の確保、福祉施設などにおける感染防止対策 など
2. セーフティネットの充実……………337.0億円
インターネット上の人権侵害事象への対応、ギャンブル等依存症対策、知的障がい支援学校の新校整備、児童虐待対応、災害対応力強化 など
3. 大阪経済の回復……………42.3億円
インバウンドの回復をめざした国内外への魅力発信、文化芸術の創出・回復、就職・職場定着への支援 など
4. 万博の成功に向けた取り組み……………124.0億円
大阪パビリオン出展に向けた準備、機運醸成イベント、ボランティアの受け入れ準備・募集 など
5. 万博をインパクトにした新たな価値の創造・未来への投資……………386.5億円
 - 成長をけん引する産業の創出、イノベーションの促進 ……24.1億円
健康・医療関連産業のリーディング産業化、スタートアップの創出・育成、空飛ぶクルマの実用化、カーボンニュートラルの実現 など
 - スマートシティ化による府民生活の質の向上 ……11.7億円
療育手帳のオンライン申請化、府立学校の入学者選抜などのデジタル化 など
 - IR開業や国際金融都市の実現に向けた取り組み ……2.5億円
 - 魅力あるまちづくり ……344.6億円
 - 大阪の成長を支える人材づくり ……3.6億円
「生きた」英語プロジェクト など

(府政だより No.462より抜粋)

税金の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。
地方税はさらに、都道府県に納める「都道府県税」と市町村に納める「市町村税」に分けられます。

府 税

普通税	直接税	府民税	個人府民税	府内に住所のある個人にかかります
			法人府民税	府内に事務所・事業所のある法人にかかります
			利子等に係る府民税	金融機関等から利子等の支払を受けるときにかかります
			特定配当等に係る府民税	上場法人等から配当等の支払を受けるときにかかります
			特定株式等譲渡所得金額に係る府民税	源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡益の支払を受けるときにかかります
		事業税	法人事業税	事業を営んでいる法人の所得等にかかります
			個人事業税	事業を営んでいる個人の所得にかかります
		不動産取得税	土地や家屋を取得したときにかかります	
		自動車税	自動車税(環境性能割)	自動車を取得したときにかかります
			自動車税(種別割)	自動車の所有者にかかります
	鉱区税	鉱業権を有する者にかかります		
	府が課する固定資産税	市町村でかかる固定資産税(償却資産)のうち一定の額を超えるものにかかります		
	間接税	地方消費税	消費税が課税される取引に対して、消費税と併せてかかります	
		府たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります	
ゴルフ場利用税		ゴルフ場を利用したときにかかります		
軽油引取税		軽油の引取り等をしたときにかかります		
目的税	直接税	狩猟税	狩猟者の登録を受けるときにかかります	
	間接税	宿泊税	大阪府内の宿泊施設に宿泊(一泊七千円以上)したときにかかります(法定外目的税)	

《税金の分類》

- ・普通税・・・税収入の使いみちが限定されていない税金をいいます。
- ・目的税・・・税収入の使いみちが限定されている税金をいいます。
- ・直接税・・・税金を負担する人が直接納める税金をいいます。
- ・間接税・・・税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人(事業者等)を経て納める税金をいいます。

国 税

直接税	所得税	個人の一年間の所得に対してかかります
	復興特別所得税	所得税と併せて、基準所得税額に対してかかります
	法人税	会社や協同組合等の法人の所得に対してかかります
	地方法人税	法人税と併せて、基準法人税額に対してかかります
	相続税	財産を相続又は遺贈により取得したときにかかります
	贈与税	個人から財産をもらったときにかかります
	地価税	土地や借地権等にかかります (平成10年以後の課税時期において、課税は停止されています)
	特別法人事業税※	法人事業税を申告納付する法人が納めます ※令和元年10月1日以降
	地方法人特別税※	法人事業税を申告納付する法人が納めます ※令和元年9月30日まで
間接税	消費税	国内での物品の販売、貸付け、サービスの提供等の取引や、輸入される貨物に対してかかります
	酒税	清酒、焼酎、ビール、ワイン等の酒類を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
	揮発油税	ガソリン等の揮発油等を製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
	地方揮発油税	
	石油石炭税	原油、石炭、石油ガス等を採取場から出荷したときや輸入したときのほか、石油製品を輸入したときにかかります
	航空機燃料税	航空機燃料を航空機に積み込んだときにかかります
	石油ガス税	自動車の石油ガス容器に充てんされた石油ガスを充てん場から出荷したときや、輸入したときにかかります
	電源開発促進税	電力会社が一般家庭等へ電気を供給したときにかかります
	たばこ税	たばこを製造場から出荷したときや輸入したときにかかります
	たばこ特別税	
	印紙税	契約書や領収書等税法に定められた課税文書を作成したときにかかります
	自動車重量税	自動車検査証の交付等や車両番号の指定を受けるときにかかります
	登録免許税	不動産・船舶・会社の登記・特許権の登録等のときにかかります
	とん税	外国貿易に従事する船舶が寄港したときにかかります
	特別とん税	
関税	外国から輸入した貨物にかかります	
国際観光旅客税	船舶又は航空機により日本から出国するときにかかります	

市 町 村 税

普通税	直接税	市町村民税	個人市町村民税	市町村内に住所のある個人にかかります
			法人市町村民税	市町村内に事務所・事業所のある法人にかかります
		固定資産税	土地や家屋、事業に使う機械等の償却資産にかかります	
		軽自動車税(環境性能割)	三輪以上の軽自動車を取得したときにかかります	
		軽自動車税(種別割)	単車や軽自動車の所有者にかかります	
		鉱産税	採掘した鉱物等の価格にかかります	
		特別土地保有税	一定規模以上の土地を所有又は取得したときにかかります (平成15年度分以降の新たな課税は停止されています)	
	間接税	市町村たばこ税	卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります	
目的税	直接税	事業所税	指定都市等に所在する一定規模以上の事務所や事業所にかかります	
		都市計画税	市街化区域内に所在する土地や家屋にかかります	
		水利地益税	水利事業の利益を受けるとき土地や家屋にかかります	
		共同施設税	共同施設等によって、特に利益を受けたときにかかります	
		宅地開発税	宅地として開発する土地の面積に応じてかかります	
		国民健康保険税	国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります	
	間接税	入湯税	温泉地の温泉に入浴したときにかかります	

令和5年度 主な税制改正の紹介(府税関連)

■ 環境性能割の税率区分の見直し

- (1) 新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置きます。
- (2) 2035年電動車100%(乗用車新車販売)とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、税率区分(燃費基準達成度)を3年間で段階的に引き上げます。

令和5年4月～令和5年12月末	現行の税率区分を据置き
令和6年1月～令和7年3月末	1段階目の引上げ
令和7年4月～	2段階目の引上げ

※次の税率区分の見直しは3年後(令和8年度)とします。

■ 環境性能割の課税標準の特例

先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象装置に追加した上、適用期限を2年延長します。(令和7年3月31日まで)

■ 種別割のグリーン化特例

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別割75%軽減)等について、適用期限を3年延長します。(令和8年3月31日まで)

※営業用乗用車(ガソリン自動車等)の50%軽減については2年延長します。

■ 燃費・排ガス不正行為への対応

不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、税制上の再発抑止策を強化するため、納付不足額を徴収する際に加算する割合(現行:10%)を35%に引き上げます。

■ ふるさと納税における前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

ふるさと納税の地方公共団体の指定の取消しについて、前の指定対象期間における基準不適合等の事案に対応できるよう、2年前にまで遡って取消事由とすることを可能とします。

府税を納めるには

府税は、各府税事務所のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

■ 金融機関

(令和5年5月1日現在)

納付できる店舗等	区分	名称
国内に所在する全店舗	銀行	りそな、三菱UFJ、三井住友、あおぞら、みずほ、新生、関西みらい、池田泉州、北陸、北國、福井、大垣共立、十六、三十三、百五、滋賀、京都、南都、紀陽、但馬、鳥取、山陰合同、中国、広島、山口、阿波、百十四、伊予、四国、肥後、大分、鹿児島、東京スター、富山第一、福邦、愛知、名古屋、中京、徳島大正、みなと、香川、愛媛、高知、みずほ信託
	労働金庫	近畿
府内に所在する店舗等	信用金庫	信金中央金庫、大阪、大阪厚生、大阪シティ、大阪商工、永和、北おおさか、枚方、尼崎、京都
	信用組合	全国信用協同組合連合会、大同、成協、大阪協栄、大阪貯蓄、のぞみ、大阪府医師、近畿産業、ミレ
	農業協同組合	大阪府信用農業協同組合連合会、北大阪、高槻市、茨木市、大阪北部、大阪泉州、いずみの、堺市、大阪南、大阪中河内、グリーン大阪、北河内、大阪東部、九個荘、大阪市
	ゆうちょ銀行	大阪府内の各郵便局
「地方税統一QRコード」に対応する金融機関		上記以外の地方税共同機構が指定する金融機関(府外のゆうちょ銀行含む。)
インターネット専業銀行(※)		PayPay、楽天

※口座振替のみ対応しています。

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■ コンビニエンスストア等

コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書(30万円以下のもの)については、以下の国内のコンビニエンスストア等で府税を納めることができます。

※ コンビニエンスストア等で納付(納入)される場合は、レジにて必ずレシートをお受取ください。

対象税目

自動車税(種別割)、個人事業税、不動産取得税、法人二税、軽油引取税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、宿泊税

(令和5年5月1日現在)

セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店(※)

※ MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

■ スマートフォン決済アプリを利用した納付

「地方税統一QRコード」の印刷がある納付書については、スマートフォン決済アプリから「地方税統一QRコード」を読み取ることで、府税を納めることができます。手順の詳細やお問合せ先は、府税のホームページをご覧ください。

[大阪府 スマホ 納税](#)

検索

● 対象税目

法人二税・個人事業税・不動産取得税・自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽油引取税・ゴルフ場利用税・府民税利子割・府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税

※ 法人二税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税について、納税義務者(特別徴収義務者)が税額を記入して納税する「手書き納付書」は、「地方税統一QRコード」に対応していません。ただし、申告期限の1週間前までに管轄の府税事務所へ申告書が届いており、納付書の発行依頼があった場合は、「地方税統一QRコード」対応の納付書の送付(交付)が可能となります。

● 利用可能なスマートフォン決済アプリ

最新の利用可能なスマートフォン決済アプリなどの詳細については、「地方税お支払サイト」の「よくあるご質問」をご覧ください。

[地方税お支払サイト スマートフォン決済アプリ一覧](#)

検索

● 納付方法

- ①スマートフォン等にアプリをダウンロードし、必要事項の事前登録等を行います。
- ②アプリを起動し、「地方税統一QRコード」を読み取ることで、ご納付いただけます。

※ 領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

■ Pay-easy(ペイジー)を利用した納付

「地方税統一QRコード」又は「eL番号」の印刷がある納付書については、「地方税お支払サイト」を利用して、金融機関のATM等やインターネットバンキングで府税を納めることができます。

[大阪府 ペイジー](#)

検索

● 対象税目

法人二税・個人事業税・不動産取得税・自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽油引取税・ゴルフ場利用税・府民税利子割・府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税

※ 法人二税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税について、納税義務者(特別徴収義務者)が税額を記入して納税する「手書き納付書」は、「地方税統一QRコード」に対応していません。ただし、申告期限の1週間前までに管轄の府税事務所へ申告書が届いており、納付書の発行依頼があった場合は、「地方税統一QRコード」対応の納付書の送付(交付)が可能となります。

● 利用可能な納付方法

- インターネットバンキングによる納付
- ペイジー番号の発行による納付(ATM、インターネットバンキング)

※ 上記の納付方法のほか、口座引き落とし(ダイレクト納付)が可能です。ただし、ご利用にはeLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログイン及び口座登録が必要です。なお個人の方の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

また、上記の納付方法においては領収証書の発行は行いません。領収証書が必要な場合は、金融機関、コンビニエンスストア等でご納付ください。

[地方税お支払サイト よくあるご質問](#)

検索

● 納付方法

スマートフォンやパソコンで納付書裏面の二次元コードから「地方税お支払サイト」にアクセスし、画面案内に従って、納付書表面の「地方税統一QRコード」の読み取り、若しくは納付書に記載された「eL番号」を入力することでご納付いただけます。納付方法の詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

《インターネットバンキングを利用して納付する場合》

- ①「地方税お支払サイト」の「お支払い方法」で「インターネットバンキング」を選択します。
- ②画面案内に従って必要事項等を入力し、各金融機関のリンクをクリックします。
- ③表示された金融機関のWebサイトでインターネットバンキングにより支払手続を行うことができます。(あらかじめ各金融機関と契約をしておく必要があります。)

※ 納付手続は「eLTAX」のサービス利用可能時間内のみ可能です。また、eLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログインなしで利用する場合、メールアドレスの入力が必要です。なお個人の方の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

《ペイジー番号を発行し、ATM等を利用して納付する場合》

- ①「地方税お支払サイト」の「お支払い方法」で「ペイジー番号を発行し当サイト以外(ATM等)で支払う」を選択します。
- ②画面案内に従って必要事項等を入力し、「納付情報詳細へ」ボタンをクリックします。
- ③「納付情報詳細」画面に表示される「ペイジー情報」の収納機関番号、納付番号、確認番号及び納付区分を用いて、ATMやインターネットバンキングでご納付ください。

※ 納付手続は「eLTAX」のサービス利用可能時間内のみ可能です。また、eLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログインなしで利用する場合、メールアドレスの入力が必要です。なお個人の方の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

※ 「地方税統一QRコード」に対応した金融機関のATMであっても、ペイジーに対応していない機種があります。

※ 納付手続の際、ATM等の画面に表示される氏名又は名称のカナ表示が本来の読み仮名と異なる場合には、お手数ですが府税事務所又は大阪自動車税事務所までご連絡ください。

「地方税お支払サイト」へは
右記の二次元コードからアクセスしてください！



■ クレジットカードで納付する場合

「地方税統一QRコード」又は「eL番号」の印刷がある納付書については、「地方税お支払サイト」を利用して、クレジットカードで府税を納めることができます。なお、クレジットカード納付には、下記のマークのついたクレジットカードがご利用いただけます。



[大阪府 クレジットカード 納税](#)

検索

(令和5年5月1日現在)

● 対象税目

法人二税・個人事業税・不動産取得税・自動車税(種別割)・自動車税(環境性能割)・軽油引取税・ゴルフ場利用税・府民税利子割・府民税配当割・府民税株式等譲渡所得割・宿泊税

※ 法人二税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、府民税利子割、府民税配当割、府民税株式等譲渡所得割、宿泊税について、納税義務者(特別徴収義務者)が税額を記入して納税する「手書き納付書」は、「地方税統一QRコード」に対応していません。ただし、申告期限の1週間前までに管轄の府税事務所へ申告書が届いており、納付書の発行依頼があった場合は、「地方税統一QRコード」対応の納付書の送付(交付)が可能となります。

● 納付方法

①スマートフォンやパソコンで納付書裏面の二次元コードから「地方税お支払サイト」にアクセスし、画面案内に従って、納付書表面の「地方税統一QRコード」の読み取り、若しくは納付書に記載された「eL番号」を入力します。

②「地方税お支払サイト」の「お支払い方法」で「クレジットカード」を選択します。

③画面案内に従って表示されるWebサイトにアクセスし、クレジットカード情報等を入力してご納付ください。

※納付金額のほかにシステム利用料がかかります。詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

※eLTAX利用者IDによる「地方税お支払サイト」へのログインなしで利用する場合、メールアドレスの入力が必要です。なお個人の場合、納付目的で新規にeLTAX利用者IDを作成することはできません。

[地方税お支払サイト よくあるご質問](#)

検索

■ 口座振替(個人事業税のみ対応)

個人事業税は、口座振替により納付することができます。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

取扱税目	個人事業税
取扱金融機関	府税の収納事務を取り扱う銀行・労働金庫、府内にある信用金庫、信用組合、農業協同組合の本・支店、インターネット専門銀行 ※ゆうちょ銀行(郵便局)では取り扱いできません。
取扱預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金
申込手続	「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、申し込んでください。 お申込みからおおむね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。 なお、定期課税分の納期限は、8月末日(第1期分)と11月末日(第2期分)です。
振替日	納期限の日にご指定の預金口座から振り替えられます。 【ご注意】振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。

※「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」は、各府税事務所の窓口に備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。また、8月に送付いたします納税通知書にも同封しています。

[府税 口座振替関係申請書](#)

検索

※ 口座振替が完了したことの確認は、預金通帳をお願いします。また、税務署への申告の際には、領収証書等の府税を納付したことを証する書類を提示する必要はありません。

なお、口座振替が完了したことを確認する書面が必要な場合には、随時所管の府税事務所にお申し出ください。

「口座振替済確認書」を発行いたします。

※ 金融機関によっては、一定期間振替(課税)がなかった場合は、再度口座振替の申込みが必要な場合があります。

府税事務所に総合受付窓口を設置しています

○ 府税事務所にお越しの際は、まず総合受付窓口へ

受付内容

- ・ 法人の申告書等の受付
- ・ 納税証明書の交付請求書の受付
- ・ 自動車税(種別割)減免申請書の受付 等

※総合受付窓口は、各府税事務所の1階入口付近に設置しています。

中央府税事務所については、地下1階(道路側(谷町筋)からは地上面)、

なにわ北・泉北府税事務所については、2階となります。

※申告されてから1週間以内に納税証明書を請求されるときは、お手数ですが、申告書の控えと領収証書をお持ちください。

延滞金

納期限までに府税を完納されない場合は滞納となり、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、滞納額(これに1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に次の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。

○納期限の翌日から1か月を経過する日まで …… 年 7.3%(注1)(注2)(注3)

○納期限の翌日から1か月を経過した日以後 …… 年14.6%(注1)(注2)

(注1)平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、延滞金の割合は「各年の前年12月15日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合(以下、「特例基準割合」という。)を計算の基として、納期限の翌日から1か月を経過する日までは「特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%を上限)」となり、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は「特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

(注2)令和3年1月1日から、延滞金の割合は、「各年の前年11月30日までに租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合」が年7.3%に満たない場合は、その年の割合(以下、「延滞金特例基準割合」という。)を計算の基として、納期限の翌日から1か月を経過する日までは「延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(年7.3%を上限)」となり、納期限の翌日から1か月を経過した日以降は「延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合」となります。

(注3)納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合は、平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年の前年11月30日を経過するときの日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない時は、その割合とします。

延滞金の割合(平成26年以後)	年7.3%の割合	年14.6%の割合
平成26年1月1日から平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から令和5年12月31日	2.4%	8.7%

滞納処分

府税を滞納すると督促状の発付等、納税の催告が行われます。それでもなお完納されない場合は、貴重な財源である大切な府税を確保するため、また、納期限までに完納された方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分(差押え等)が行われることとなります。

減免・猶予

■ 府税の減免

次の場合は、申請により府税が減免されることがあります。

○ 個人事業税……………生活保護法により生活扶助を受けておられる場合や災害等に遭われた場合

○ 不動産取得税……………◎災害により滅失した不動産の代替不動産を取得した場合

◎取得した不動産が、取得直後に災害により滅失等した場合

○ 自動車税(環境性能割・種別割)…身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者及び精神障がい者の方が日常生活を営む上で不可欠な自動車で一定の要件に該当する場合(1人1台に限ります。)等

■ 納税の猶予

下記に該当する場合は、申請に基づき、府税の納税が1年以内の期間に限り猶予されることがあります。申請は、当該府税を担当する府税事務所・大阪自動車税事務所にて行ってください。

なお、納税の猶予がされた場合は、その期間中の延滞金が一定の割合で免除されます。

○ 徴収猶予……………災害や盗難、病気、負傷、事業の休廃止等により、府税を一時に納めることができないときは、徴収猶予が認められる場合があります。

○ 換価の猶予……………府税を一時に納めることにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある等一定の要件に該当するときは、換価の猶予が認められる場合があります。

なお、申請による換価の猶予は、猶予を受けようとする府税の納期限から6か月以内に申請してください。

※ 詳しくは、府税のホームページをご覧ください。

[府税 納税の猶予](#)

[検索](#)

審査請求

府税事務所長、自動車税事務所長等が行った課税や徴収の処分等について不服がある場合は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

この場合、審査請求書は、なるべく当該府税事務所等を経由して提出してください。

なお、審査請求に係る処分等又は裁決について不服がある場合は、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府知事となります。）裁判所に処分の取消訴訟を提起することができます。

納税証明書の交付

納税証明書は、最寄りの府税事務所で交付を受けることができます。

※ 税務局及び大阪自動車税事務所では、交付しておりませんのでご注意ください。

■ 窓口で申請する場合に必要なもの（自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）を除く。）

○ 納税証明書交付請求書

各府税事務所の窓口にも備え付けているほか、府税のホームページからもダウンロードできます。

[大阪府 ピピッとネット 納税証明書交付請求書](#)

検索

○ 交付手数料

1件につき400円の手数料が必要です。請求事項、税目、年度（事業年度）ごとに各1件と計算します。手数料は窓口にて現金でお支払いいただきます。（平成30年10月1日から大阪府証紙は廃止となりました。）

○ 本人確認書類

窓口に来た方が、納税者又はその代理人であることの本人確認をさせていただきます。（本人確認のための書類提示については、下記「納税証明書を請求される方へ」を参照してください。）

○ 委任状

代理人の方が納税証明書の交付を請求される場合には、納税証明書交付請求書の委任欄にご記載いただくか、委任状が必要です。

「納税証明書を請求される方へ」

個人情報保護の観点から、納税証明書の請求の際には、本人確認書類の提示をお願いします。

本人確認書類の提示がない場合は、納税証明書を交付できない場合があります。

● 本人確認のため窓口で提示していただく書類（原本）

運転免許証、健康保険証、旅券（パスポート）、特別永住者証明書、在留カード、国民年金証書（手帳）、母子健康手帳、身体障がい者手帳、マイナンバーカード、社員証、学生証、その他公の機関が発行した資格証明書又はそれに準じるもの

※ 納税証明書は、納税者の皆様の大切な情報を証明するものです。本人確認書類の提示は、皆様の個人情報を保護するための措置ですので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■ 自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）について

○ 自動車税（種別割）の納税確認の電子化

大阪府では、車検を受ける運輸支局等との間で電子的に自動車税（種別割）の納税情報を確認する仕組みを構築し、自動車税（種別割）の完納が確認できる場合は、原則、車検時に自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）の提示を省略することができます。

※ 納税証明書の提示が省略できるのは、自動車税（種別割）の未納（延滞金を含む。）がない場合に限りです。

※ 運輸支局等への納税情報の提供には自動車税（種別割）の納税後1週間程度かかります。（金融機関等からの納付済の連絡や、システム処理により2、3日前後する可能性があります。）したがって、その間に車検を受けられる方は、運輸支局等で電子的に納税確認ができませんので、これまでどおり府が発行する納税証明書の提示が必要です。

※ 自動車税コールセンター（0570-020156）において、自動車税（種別割）の完納確認ができますのでご利用ください。

その際、本人確認のため、自動車の登録番号及び車台番号（下4桁）が必要です。

※ 完納確認ができた当日に車検を受ける場合は、納税証明書の提示を求められることがありますので、車検受け前日までに完納確認をお願いします。

※ 納税情報の確認にあたって大阪府から運輸支局等に提供する情報は①自動車登録番号②車台番号（下4桁に限る。）③自動車税（種別割）の納税状況（完納又は未納かどうか。）です。住所、氏名、税額等の個人情報は提供しません。

なお、運輸支局等への納税情報の提供を希望されない場合は、書面による申出により、情報の提供を中止し、電子確認ができないように対応します。詳しくは、自動車税コールセンター（0570-020156）までお問い合わせください。

お問合せ先等

府税事務所

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域		
				法人府民税 法人事業税	個人事業税 不動産取得税	軽油引取税等 (注)
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6942)6151	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市内 全域	大阪市(都島区、福島区、此花区、 中央区、西区、港区、大正区、 西淀川区、東成区、生野区、旭区、 城東区、鶴見区)	所管外 ※なにわ北府税 事務所へお問い 合わせください。
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	所管外 ※中央府税 事務所へお 問い合わせ ください。	大阪市(北区、淀川区、東淀川区)	大阪府内 全域
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1362	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)		大阪市(天王寺区、浪速区、 阿倍野区、住之江区、住吉区、 東住吉区、平野区、西成区)	
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(623)6344	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町		
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(753)5882	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町		
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁目4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町		所管外 ※なにわ北府税 事務所へお問い 合わせください。
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、 熊取町、田尻町、岬町		
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村		
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市		
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)2883	573-8501	枚方市大垣内町2丁目15番1号 (北河内府民センタービル内)	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市		

◎開庁時間はすべて平日の午前9時から午後5時45分までです。

(注)軽油引取税等とは、軽油引取税、利子等に係る府民税、特定配当等に係る府民税、特定株式等譲渡所得金額に係る府民税、府たばこ税、ゴルフ場利用税、鉱区税、狩猟税及び宿泊税をいいます。

大阪府域地方税徴収機構

大阪府では、地方税収入未済額のさらなる縮減を図るため、大阪府と大阪府内36市町村との間で「大阪府域地方税徴収機構」を設置し、参加団体が共同して厳正な滞納整理を行っています。

支部	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央支部	TEL 06(6210)9135 FAX 06(6944)6127	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 (大阪府新別館北館6階)	大阪府 ※府税のうち、主に指定徴収金(各府税事務所長及び自動車税事務所所長から徴収権限の引継ぎを受けた徴収金)に関すること
北支部	TEL 06(6131)0826 06(6131)0828 06(6131)0829 FAX 06(6131)0832	530-0047	大阪市北区西天満3丁目5番24号 (大阪府なにわ北府税事務所庁舎内5階)	大阪市、豊中市、池田市、守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、 箕面市、柏原市、門真市、四條畷市、交野市、島本町
南支部	TEL 072(225)0391 072(225)0396 072(225)0398 FAX 072(225)0399	590-0063	堺市堺区中安井町3丁目4番1号 (大阪府泉北府税事務所庁舎内4階)	堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、 松原市、和泉市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、 大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、太子町、河南町

◎中央支部の開庁時間は平日の午前9時から午後6時まで、北・南支部の開庁時間は平日の午前9時から午後5時30分までです。

本庁

名称	電話・ファックス	郵便番号	所在地
税務局課 徴税対策課	TEL 06(6210)9119 FAX 06(6210)9932	559-8555	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

◎開庁時間は平日の午前9時から午後6時までです。

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。

★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

大阪自動車税事務所

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域	
本所	TEL 06(6775)1361 FAX 06(6775)1365	543-8511	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	大阪府内全域(毎年5月に課税する自動車税(種別割))	
分室	寝屋川 TEL 072(823)1801 FAX 072(820)1143	572-0846	寝屋川市高宮栄町13番2号	(登録(取得)時の自動車税(環境性能割・種別割)(注))	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、東大阪市、四條畷市、交野市、島本町、豊能町、能勢町(大阪ナンバー該当区域)
	和泉 TEL 0725(41)1327 FAX 0725(43)4541	594-0011	和泉市上代町		堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村(和泉・堺ナンバー該当区域)
	なにわ TEL 06(6612)7251 FAX 06(6613)6077	559-0031	大阪市住之江区南港東3丁目1番14号		大阪市(なにわナンバー該当区域)

◎本所の開庁時間は平日の午前9時から午後5時45分まで、分室の開庁時間は平日の午前8時45分から午後5時30分までです。

(注) 軽自動車税(環境性能割)については、次へお問い合わせください。

大阪ナンバー該当区域の場合は、072-604-2772(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 高槻支所内 軽自動車税(環境性能割)担当)

和泉・堺ナンバー該当区域の場合は、072-273-1066(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 和泉支所内 軽自動車税(環境性能割)担当)

なにわナンバー該当区域の場合は、06-6612-2181(軽自動車検査協会 大阪主管事務所 軽自動車税(環境性能割)担当)

■ 自動車税コールセンター (自動車税(種別割)に関するお問合せはこちらまでお願いします!)

ふぜいコール
0570-020156

一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7021までお願いします。

※ 受付時間 平日9:00~17:45

※ このナビダイヤルによる通話は大阪市までの通話料金でご利用いただけます。携帯電話からは20秒ごとに約10円でご利用いただけます。

なお、通話料金はマイラインの登録にかかわらず、NTTコミュニケーションズからの請求となります。

※ お問合せの際には、自動車の「登録番号」及び「車台番号(下4桁)」をご確認ください。

※ 納税通知書等の発送直後や9時台は、つながりにくい場合がありますのでご了承ください。

■ 大阪府税テレフォンガイド自動音声案内

0570-003201

納期限、納税の方法、納税証明書、個人事業税の口座振替については、24時間365日自動音声による案内を行っています。

※ 一部のIP電話等でつながらない場合は、06-6776-7029をお願いします。

府税のホームページ

■ 府税のホームページはこちら

[府税あらかると](#)

検索

ホームページでは、府税に関するQ&Aや各種申請書等のダウンロードのほか公売のご案内もしています。公売に関するお問合せは、こちらまで。

○ 会場公売・インターネット公売(不動産・自動車等)について

・税務局徴税対策課地方税徴収向上グループ 公売専用電話 06-6210-9931

○ 「不動産公売のお知らせメール」登録募集

・メールによる不動産公売情報の配信を希望される方は、府税のホームページでご登録ください。

国税局・税務署

(令和5年4月1日現在)

局 署 名	電話番号	郵便番号	所在地	管 轄 区 域	
大阪国税局	06(6941)5331	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	
大 阪 市 内	大阪福島	06(6448)1281	553-8567	大阪市福島区玉川2丁目12番28号	福島区、此花区
	西	06(6583)4624	550-8586	大阪市西区川口2丁目7番9号	西区
	港	06(6572)3901	552-0003	大阪市港区磯路3丁目20番11号	港区、大正区
	天王寺	06(6772)1281	543-8503	大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号	天王寺区
	浪 速	06(6632)1131	556-0011	大阪市浪速区難波中3丁目13番9号	浪速区
	西 淀 川	06(6472)1021	555-0024	大阪市西淀川区野里3丁目3番3号	西淀川区
	東 成	06(6972)1331	537-0024	大阪市東成区東小橋2丁目1番7号	東成区
	生 野	06(6717)1231	544-8555	大阪市生野区勝山北5丁目22番14号	生野区
	旭	06(6952)3201	535-8555	大阪市旭区大宮1丁目1番25号	都島区、旭区
	城 東	06(6932)1271	536-8527	大阪市城東区中央2丁目14番29号	城東区、鶴見区
	阿 倍 野	06(6628)0221	545-0005	大阪市阿倍野区三明町2丁目10番29号	阿倍野区
	住 吉	06(6672)1321	558-8555	大阪市住吉区住吉2丁目17番37号	住吉区、住之江区
	東住吉	06(6702)0001	547-8501	大阪市平野区平野西2丁目2番2号	東住吉区、平野区
	西 成	06(6659)5131	557-0054	大阪市西成区千本中1丁目3番4号	西成区
	東 淀 川	06(6303)1141	532-8558	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号	東淀川区、淀川区
	北	06(6313)3371	530-8585	大阪市北区南扇町7番13号	北区(大淀税務署の管轄区域を除く)
	大 淀	06(6372)7221	531-0071	大阪市北区中津1丁目5番16号	北区(注1)
	東	06(6942)1101	540-8557	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	中央区(南税務署の管轄区域を除く)
	南	06(6768)4881	542-8586	大阪市中央区谷町7丁目5番23号	中央区(注2)
大 阪 市 外	堺	072(238)5551	590-8550	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	堺市
	岸和田	072(438)1341	596-0825	岸和田市土生町2丁目28番1号	岸和田市、貝塚市
	豊 能	072(751)2441	563-8688	池田市城南2丁目1番8号	豊中市、池田市、箕面市、豊能郡
	吹 田	06(6330)3911	564-8515	吹田市片山町3丁目16番22号	吹田市、摂津市
	泉大津	0725(33)5601	595-8585	泉大津市二田町1丁目15番27号	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡
	枚 方	072(844)9521	573-8654	枚方市大垣内町2丁目9番9号	枚方市、寝屋川市、交野市
	茨 木	072(623)1131	567-8565	茨木市上中条1丁目9番21号	高槻市、茨木市、三島郡
	八 尾	072(992)1251	581-8555	八尾市高美町3丁目2番29号	八尾市、松原市、柏原市
	泉佐野	072(462)3471	598-8503	泉佐野市日根野3683番地の1	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
	富田林	0721(24)3281	584-8501	富田林市若松町西2丁目1697番地1	富田林市、河内長野市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡
門 真	06(6909)0181	571-8545	門真市殿島町8番12号	守口市、大東市、門真市、四條畷市	
東大阪	06(6724)0001	577-8666	東大阪市永和2丁目3番8号	東大阪市	

◎開庁時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。

(注1) 大淀税務署の管轄区域は、次のとおりです。

北区のうち、池田町、浮田1・2丁目、大深町、大淀北1・2丁目、大淀中1～5丁目、大淀南1～3丁目、菅柴町、黒崎町、国分寺1・2丁目、芝田1・2丁目、茶屋町、鶴野町、天神橋5～8丁目、豊崎1～7丁目、浪花町、中崎1～3丁目、中崎西1～4丁目、中津1～7丁目、長柄中1～3丁目、長柄西1・2丁目、長柄東1～3丁目、錦町、樋之口町、本庄西1～3丁目、本庄東1～3丁目

(注2) 南税務署の管轄区域は、次のとおりです。

中央区のうち、安堂寺町1・2丁目、上汐1・2丁目、上本町西1～5丁目、瓦屋町1～3丁目、高津1～3丁目、島之内1・2丁目、心齋橋筋1・2丁目、千日前1・2丁目、宗右衛門町、谷町6～9丁目、東平1・2丁目、道頓堀1・2丁目、中寺1・2丁目、難波1～5丁目、難波千日前、西心齋橋1・2丁目、日本橋1・2丁目、東心齋橋1・2丁目、松屋町、南船場1～4丁目

法務局 支局・出張所

(令和5年4月1日現在)

局 署 名	電話番号	郵便番号	所在地	登記管轄区域
大阪法務局 不動産登記部門	06(6942)1012	540-8544	大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎	大阪市の内 中央区、旭区、城東区、鶴見区、浪速区、西成区
大阪法務局 法人登記部門	06(6942)1480			大阪市(全区)、枚方市、寝屋川市、交野市、 守口市、門真市
北出張所	06(6363)1981	530-0047	大阪市北区西天満1丁目11番4号 大阪法務局北分庁舎	大阪市の内 都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、 西淀川区、東淀川区、淀川区、北区
天王寺出張所	06(6772)2535	543-0074	大阪市天王寺区六万体町1番27号 天王寺合同庁舎	大阪市の内 天王寺区、生野区、東成区、東住吉区、阿倍野区、 住之江区、平野区、住吉区
池田出張所	072(751)3342	563-8567	池田市満寿美町9番25号	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
枚方出張所	072(841)2524	573-8588	枚方市大垣内町2丁目4番6号	枚方市、寝屋川市、交野市
守口出張所	06(6991)2817	570-0025	守口市竜田通2丁目6番6号	守口市、門真市
北大阪支局	072(638)9444	567-0822	茨木市中村町1番35号	(不動産) 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡
				(商業・法人) 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡、 池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
東大阪支局	06(6782)5413	577-8555	東大阪市高井田元町2丁目8番10号 東大阪法務合同庁舎	(不動産) 東大阪市、大東市、四條畷市、八尾市、柏原市
				(商業・法人) 不動産管轄区域に同じ
堺支局	072(221)2756	590-8560	堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	(不動産) 堺市、松原市、高石市、大阪狭山市
				(商業・法人) 堺市、松原市、高石市、大阪狭山市、富田林市、 河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、南河内郡、 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、 泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡
富田林支局	0721(23)2432	584-0036	富田林市甲田1丁目7番2号	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、 南河内郡
岸和田支局	072(438)6501	596-0047	岸和田市上野町東24番10号	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、 泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡

◎開庁時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

市役所(市税事務所)・町村役場

■ 大阪市(市税事務所)

(令和5年4月1日現在)

事務所名	電話番号	郵便番号	所在地	担当区域
大阪市(本庁)	06(6208)8181(代表)	530-8201	大阪市北区中之島1丁目3番20号	
梅田	06(4797)	530-8216	大阪市北区梅田1丁目2番2-700号 大阪駅前第2ビル7階	北区、西淀川区、淀川区、東淀川区
京橋	06(4801)	534-8502	大阪市都島区片町2丁目2番48号 JEI京橋ビル4階	都島区、旭区、城東区、鶴見区
弁天町	06(4395)	552-8505	大阪市港区弁天1丁目2番2-100号 大阪ベイタワー イースト1階	福島区、此花区、西区、港区、大正区
なんば	06(4397)	556-8670	大阪市浪速区湊町1丁目4番1号 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)5階	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区
あべの	06(4396)	545-8533	大阪市阿倍野区旭町1丁目2番7-702号 あべのメディックス7階	阿倍野区、住之江区、住吉区 東住吉区、平野区、西成区
船場法人	06(4705)	541-8551	大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階北側	市内全域 (対象者) ・法人 ・事業主
分室 (注)	06(4705)2948 船場法人市税事務所(管理)へおかけください。	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館地下1階 大阪府中央府税事務所内	

◎開庁時間は、月曜日から木曜日については午前9時から午後5時30分まで、金曜日については午前9時から午後7時までです。

ただし、船場法人市税事務所は平日の午前9時から午後5時30分(分室は5時45分)までです。

※土曜日・日曜日・祝休日・年末年始は開庁していません。

(注)法人市民税及び事業所税にかかる申告書や届出書の受付、市税にかかる納税証明書発行(課税証明書、固定資産評価証明書を除く)、市税の収納等の業務を行っています。なお、申告・納付等の相談業務は行っていません。

(法人市民税及び事業所税にかかる申告書等を郵送により提出される場合は、船場法人市税事務所までご送付ください。)

■ 堺市(市税事務所)

(令和5年4月1日現在)

事務所名	電話番号	郵便番号	所在地
堺市(本庁)	072(233)1101(代表)	590-0078	堺市堺区南瓦町3番1号
法人諸税課	(総務諸税係)……072(231)9741 (法人課税係)……072(231)9742	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1
市民税課	(堺区・西区)……072(231)9751 (中区・南区)……072(231)9752 (東区・北区・美原区)……072(231)9753	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1
固定資産税課	(堺区)……072(231)9761 (中区・東区)……072(231)9762 (西区・南区)……072(231)9763 (北区・美原区)……072(231)9764 (償却資産係)……072(231)9765	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1
納税課	(堺区・西区)……072(231)9771 (中区・南区)……072(231)9772 (東区・北区・美原区)……072(231)9773	591-8037	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁目3番地1

◎開庁時間は平日の午前9時から午後5時30分(窓口の受付は午後5時15分)までです。

各区役所内には「市税の窓口」を設置し、市税の手続や市税事務所への取次ぎを行っています。

■ その他の市町村

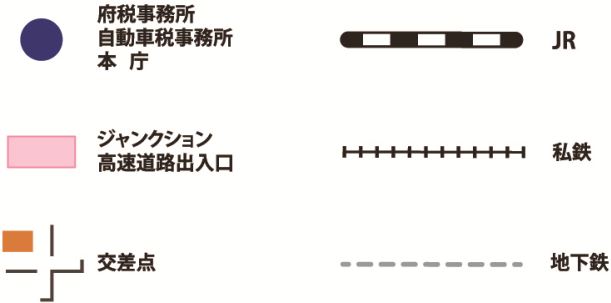
(令和5年4月1日現在)

市町村名	電話番号	郵便番号	所在地	
その他の市	岸和田市	072(423)2121	596-8510	岸和田市岸城町7番1号
	豊中市	06(6858)5050	561-8501	豊中市中桜塚3丁目1番1号
	池田市	072(752)1111	563-8666	池田市城南1丁目1番1号
	吹田市	06(6384)1231	564-8550	吹田市泉町1丁目3番40号
	泉大津市	0725(33)1131	595-8686	泉大津市東雲町9番12号
	高槻市	072(674)7111	569-8501	高槻市桃園町2番1号
	貝塚市	072(423)2151	597-8585	貝塚市畠中1丁目17番1号
	守口市	06(6992)1221	570-8666	守口市京阪本通2丁目5番5号
	枚方市	072(841)1221	573-8666	枚方市大垣内町2丁目1番20号
	茨木市	072(622)8121	567-8505	茨木市駅前3丁目8番13号
	八尾市	072(991)3881	581-0003	八尾市本町1丁目1番1号
	泉佐野市	072(463)1212	598-8550	泉佐野市市場東1丁目1番1号
	富田林市	0721(25)1000	584-8511	富田林市常盤町1番1号
	寝屋川市	072(824)1181	572-8555	寝屋川市本町1番1号
	河内長野市	0721(53)1111	586-8501	河内長野市原町1丁目1番1号
	松原市	072(334)1550	580-8501	松原市阿保1丁目1番1号
	大東市	072(872)2181	574-8555	大東市谷川1丁目1番1号
	和泉市	(市民税)……0725(99)8108 (資産税)……0725(99)8107、(納税)……0725(99)8109	594-8501	和泉市府中町2丁目7番5号
	箕面市	072(723)2121	562-0003	箕面市西小路4丁目6番1号
	柏原市	072(972)1501	582-8555	柏原市安堂町1番55号
	羽曳野市	072(958)1111	583-8585	羽曳野市誉田4丁目1番1号
	門真市	06(6902)1231	571-8585	門真市中町1番1号
	摂津市	06(6383)1111	566-8555	摂津市三島1丁目1番1号
	高石市	(市民税)……072(275)6097 (固定資産税)……072(275)6109、(納税)……072(275)6094	592-8585	高石市加茂4丁目1番1号
	藤井寺市	072(939)1111	583-8583	藤井寺市岡1丁目1番1号
	東大阪市	06(4309)3000	577-8521	東大阪市荒本北1丁目1番1号
	泉南市	(市民税)……072(483)9031 (固定資産税)……072(483)9032、(納税)……072(483)9033	590-0592	泉南市樽井1丁目1番1号
	四條畷市	072(877)2121、0743(71)0330	575-8501	四條畷市中野本町1番1号
交野市	072(892)0121	576-8501	交野市私部1丁目1番1号	
大阪狭山市	(市民税、軽自動車税)……072(349)9402 (固定資産税)……072(349)9401、(納税)……072(349)9400	589-8501	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	
阪南市	072(471)5678	599-0292	阪南市尾崎町35番地の1	
三島郡	島本町	075(961)5151	618-8570	島本町桜井2丁目1番1号
豊能郡	豊能町	072(739)0001	563-0292	豊能町余野414番地の1
	能勢町	072(734)0001	563-0392	能勢町宿野28番地
泉北郡	忠岡町	0725(22)1122	595-0805	忠岡町忠岡東1丁目34番1号
泉南郡	熊取町	(町民税)……072(452)1005、(納税)……072(452)1007 (固定資産税)……072(452)1006	590-0495	熊取町野田1丁目1番1号
	田尻町	072(466)5003	598-8588	田尻町嘉祥寺375番地1
	岬町	(町民税)……072(492)2752、(納税)……072(492)2765 (固定資産税)……072(492)2757	599-0392	岬町深日2000番地の1
南河内郡	太子町	0721(98)5517	583-8580	太子町大字山田88番地
	河南町	0721(93)2500	585-8585	河南町大字白木1359番地の6
	千早赤阪村	0721(72)0083	585-8501	千早赤阪村大字水分180番地

所在地図 (府税事務所・大阪自動車税事務所(分室)・税務局)

(令和5年4月1日現在)

【凡例】



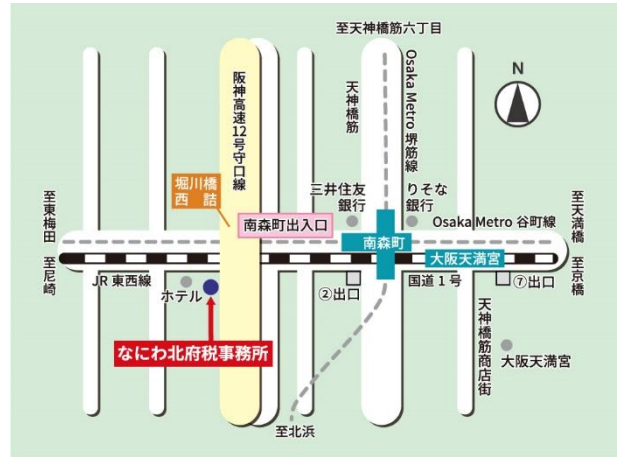
※ 地図によって縮尺が異なりますのでご注意ください。
 ※ 担当区域については [12 ページ](#) をご覧ください。

①中央府税事務所 電話 06(6941)7951
 〒540-0008 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府新別館北館



Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目駅」1-A 出口から直結

②なにわ北府税事務所 電話 06(6362)8611
 〒530-8502 大阪市北区西天満3-5-24



Osaka Metro 谷町線・堺筋線「南森町駅」②号出口から200m
 JR 東西線「大阪天満宮駅」⑦号出口から300m

③なにわ南府税事務所 電話 06(6775)1414
 〒543-8533 大阪市天王寺区伶人町2-7



Osaka Metro 谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」⑤番出口から250m
 Osaka Metro 堺筋線「恵美須町駅」②番出口から930m
 JR 大阪環状線・阪和線・大和路線「天王寺駅」北口から970m

④三島府税事務所 電話 072(627)1121
 〒567-8515 茨木市中穂積1-3-43



JR 東海道本線(京都線)「茨木駅」西出口から700m
 大阪モノレール「宇野辺駅」から1.3km
 阪急京都線「茨木市駅」から1.7km

⑤豊能府税事務所 電話 072(752)4111
〒563-8588 池田市城南1-1-1



阪急宝塚線「池田駅」から500m

⑥泉北府税事務所 電話 072(238)7221
〒590-8558 堺市堺区中安井町3-4-1



南海高野線「堺東駅」西出口から1km

⑦泉南府税事務所 電話 072(439)3601
〒596-8520 岸和田市野田町3-13-2



南海本線「岸和田駅」南出口から800m
JR 阪和線「東岸和田駅」から900m

⑧南河内府税事務所 電話 0721(25)1131
〒584-8531 富田林市寿町2-6-1



近鉄長野線「富田林西口駅」から北へ150m

⑨中河内府税事務所 電話 06(6789)1221
〒577-8509 東大阪市御厨栄町4-1-16



近鉄奈良線「河内小阪駅」から600m

⑩北河内府税事務所 電話 072(844)1331
〒573-8501 枚方市大垣内町2-15-1



京阪本線「枚方市駅」中央改札口を出て⑨番出口から700m
京阪交野線「宮之阪駅」から500m

⑪大阪自動車税事務所 電話 06(6775)1361
〒543-8511 大阪市天王寺区伶人町2-7



Osaka Metro 谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘駅」⑤番出口から250m
Osaka Metro 堺筋線「恵美須町駅」②番出口から930m
JR 大阪環状線・阪和線・大和路線「天王寺駅」北口から970m

⑫大阪自動車税事務所寝屋川分室 電話 072(823)1801
〒572-0846 寝屋川市高宮栄町13-2



京阪本線「寝屋川市駅」南改札口から1.4km

⑬大阪自動車税事務所和泉分室 電話 0725(41)1327
〒594-0011 和泉市上代町



JR 阪和線「鳳駅」から南海バス光明池方面行き乗車、バス停「自動車検査場前」下車/泉北高速鉄道「光明池駅」から南海バス堺東駅前方面行き乗車、バス停「自動車検査場前」下車

⑭大阪自動車税事務所なにわ分室 電話 06(6612)7251
〒559-0031 大阪市住之江区南港東3-1-14



Osaka Metro 南港ポートタウン線「南港口駅」①番出口から1.2km

⑮財務部税務局 電話 06(6210)9119
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階



Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ600m
Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATCビル直結

財務部税務局税政課 令和5年7月発行

(府税のホームページ [府税あらかると](#) 検索)

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)18階

TEL06-6941-0351/FAX06-6210-9932

